

文祿三年文月一日 (前田) 家 在判  
(本願寺末寺は後の西派なり。この時未だ東派あらす。)

九月七日。前田利家、金澤尾山町年寄に、犀川・淺野川兩橋架設のことに就いて書を與ふ。

【竹屋文書】 金澤 二一〇五

猶々小大膳に其通かたく申付候。町人とほくへ越候て材木を出候事へ、なか／＼成まじく候間、橋本ばかりにて手傳をさせ可申候。以上。

西川・淺野河橋手傳の事、能州へも又加弐山おくへ越し候て、材木を出し候事へ遊るし候。則橋本ばかりにて手傳の事可申付候。不寄何時橋をかけ候て、手傳とどこほりなく人足を可出候。此旨小大膳かたへも申遣候也。

文祿三年  
九月七日

(前田) 家 在印

尾山町  
年 寄 中

(本年は利家が上國より發せしものなるべし。) 西川

とあるは才川にして、尾山町は金澤城下なり。小大膳の何人なるかは明らかならず。  
十月八日。前田利家、金澤尾山町中に、その銀子を贈れるを謝す。

【竹屋文書】 金澤 二一〇六

今度尾山兩橋之儀付而印判遣候處、爲其禮年寄貳人差上候。殊銀子三枚到來、并九日ノ祝儀として卅目是又相届候。於様子へ、(利井長親) 長兵へかたより、(前田) 可申遣候也。

文祿三年  
十月八日

(前田) 家 在印

尾山町 中

(本年九月七日の條参照。九日の祝儀は重陽の節に對するものなり。)

十一月十七日。前田利家、鶴見彦介に、山城伏見邸の築造に關して告ぐ。

【國初遺文】 二一〇七

覺

一、南之方御塚西東卅間、北南四間、家を可作候。材木

金子を以可調候。屋根はのしぶきたるべく候。釘等も其方可申付候事。

一、堀際十間、築地之方十間これをあげ、右之家可相立。但三十間之家相立、兩方のあき地、双方同様可殘候事。

一、築地何程出來候哉。おほひのかはら當年難出來候由に候。何様令馳走、年内中出來候様可申付候事。

一、今度二條より引候家、何程相立候哉。片時も急可申付候。來月はやがて可上洛候間、可被成其心得候事。

一、屋敷地形普請、いかにも中をたかく可申付候。普請之人、毎日着到相付可申候之事。

一、大工飯米之義、自致賀米申付候。若雪積候て、つるがより米不參着候ば、以金子買之可下行事。

一、四間、卅間之家相立候ば、出雲并源右衛門令相談、木取さし圖以下大工無油斷様可申付事。

右條々、猶以具申含、渡部差越候。令相談、材木已下可然之様可馳走者也。

文祿三年  
十一月十七日

(前田利家) 在印

文祿四年

鶴見彦介どのへ

(案するに、この書利家が金澤に在りて伏見邸新造の事に關し工事の主任鶴見彦介に命令したるもの、如く、然らざれば『來月はやがて可上洛』の文意を解する能はず。果してこの考察にして當を得たりとせば、三壺問書等の諸書に、利家の歸國をこの年十二月に在りとするものは誤なり。)

文祿四年 乙未 紀元二二五五

正月廿九日。豊臣秀次、前田利家に、その入湯中の起居を問ひ且鷹の雁を贈る。

【舟木文書】 鹿島郡 二一〇八

爲湯治見廻差越使者候。湯相當候哉。長湯どくにて候。其上風引候段、精々養生專要に候。御氣色すきくと御快氣に候。可心易候。隨而鷹雁壹棹遣之候。猶使者可申候也。

文祿四年  
正月廿九日

(豊臣秀次) 朱印

八七一